

# 改善報告書

2020年7月13日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

このたび、過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書（以下「過年度決算短信等」といいます。）の訂正の件について、有価証券上場規程第502条3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

## 目次

1. 経緯 .....	1
(1) 過年度決算訂正の内容 .....	1
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因 .....	2
① 発覚した経緯 .....	2
② 特別調査委員会の構成、調査の目的、対象期間、範囲・方法等 .....	3
③ 調査により判明した事実の概要等 .....	5
④ 不適切な会計処理が行われた背景事情 .....	11
2. 改善措置 .....	12
(1) 不適正開示の発生の原因の分析 .....	12
① 当社経営陣及び不適切な会計処理の関係者における、 適切な会計処理の実行を含めたコンプライアンス意識の欠如 .....	12
② 当社による本件子会社管理の不備 .....	13
③ 本件子会社における経理体制の不備 .....	14
(2) 再発防止に向けた改善措置 .....	14
① 当社代表取締役社長の異動による管理体制の強化 (2. (1) ①、②に対応) .....	14
② 取締役のコンプライアンス意識の徹底、及び取締役並びに 経理担当者等に対する経理リテラシーの向上に向けた対応 (2. (1) ①、②、③に対応) .....	14
③ 本件子会社代表取締役の異動による管理体制の強化 (2. (1) ②、③に対応) .....	15
④ 本件子会社取締役会に対する当社関与の強化 (2. (1) ②、③に対応) ..	16
⑤ 社内規程の整備、運用の検証 (2. (1) ①、②に対応) .....	16
⑥ 本件子会社に対する内部監査（業務監査）の有効な実施に向けた改善 (2. (1) ②に対応) .....	16
⑦ 内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化 (2. (1) ②に対応) .....	16
⑧ 本件子会社の経理機能の強化 (2. (1) ③に対応) .....	17
⑨ 内部通報制度の整備 (2. (1) ①に対応) .....	17
⑩ 役員報酬の自主返上 .....	17
(3) 改善措置の実施スケジュール .....	19
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識 .....	19

## 1. 経緯

### (1) 過年度決算訂正の内容

#### 【訂正した有価証券報告書】

第61期 有価証券報告書（自2017年4月1日至2018年3月31日）

第62期 有価証券報告書（自2018年4月1日至2019年3月31日）

#### 【訂正した四半期報告書】

第61期 第3四半期報告書（自2017年10月1日至2017年12月31日）

第62期 第1四半期報告書（自2018年4月1日至2018年6月30日）

第62期 第2四半期報告書（自2018年7月1日至2018年9月30日）

第62期 第3四半期報告書（自2018年10月1日至2018年12月31日）

第63期 第1四半期報告書（自2019年4月1日至2019年6月30日）

第63期 第2四半期報告書（自2019年7月1日至2019年9月30日）

#### 【訂正した決算短信】

平成30年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

平成31年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

#### 【訂正した四半期決算短信】

平成30年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成31年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成31年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成31年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2020年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2020年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

#### 【過年度決算短信等の訂正による業績への影響額】

（単位：千円）

会計年度	項目	訂正前	訂正後	訂正額
第61期 (2018年3月期) 第3四半期	売上高	703,795	703,795	-
	営業利益	7,103	△ 11,675	△ 18,779
	経常利益	5,823	△ 12,956	△ 18,779
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 39,457	△ 39,457	-
	総資産	1,492,005	1,492,005	-
	純資産	119,017	98,676	△ 20,340
第61期 (2018年3月期) 通期	売上高	1,389,490	1,378,472	△ 11,018
	営業利益	16,221	△ 34,106	△ 50,327
	経常利益	10,896	△ 39,430	△ 50,327
	親会社株主に帰属する当期純利益	△ 97,060	△ 97,060	-
	総資産	1,541,211	1,578,368	37,156

	純資産	254,202	254,202	-
第 62 期 (2019 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	662,507	662,507	-
	営業利益	△ 45,030	△ 42,952	2,077
	経常利益	△ 26,572	△ 24,494	2,077
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 27,170	△ 25,092	2,077
	総資産	1,552,815	1,590,822	38,007
	純資産	315,543	317,621	2,077
第 62 期 (2019 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	1,353,760	1,353,760	-
	営業利益	△ 100,119	△ 94,693	5,425
	経常利益	△ 85,197	△ 79,772	5,425
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 86,181	△ 80,756	5,425
	総資産	1,475,420	1,512,201	36,780
	純資産	368,042	373,468	5,425
第 62 期 (2019 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	2,043,408	2,043,408	-
	営業利益	△ 133,903	△ 147,906	△ 14,002
	経常利益	△ 121,064	△ 135,067	△ 14,002
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 158,908	△ 172,911	△ 14,002
	総資産	1,527,929	1,563,484	35,554
	純資産	309,551	295,548	△ 14,002
第 62 期 (2019 年 3 月期) 通期	売上高	2,721,223	2,721,223	-
	営業利益	△ 247,111	△ 230,223	16,887
	経常利益	△ 236,095	△ 219,207	16,887
	親会社株主に帰属する当期純利益	△ 274,180	△ 315,195	△ 41,015
	総資産	1,475,541	1,451,967	△ 23,573
	純資産	201,222	160,207	△ 41,015
第 63 期 (2020 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	652,965	652,965	-
	営業利益	△ 61,049	△ 42,766	18,283
	経常利益	△ 62,524	△ 44,241	18,283
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 67,334	△ 49,050	18,283
	総資産	1,315,218	1,292,486	△ 22,731
	純資産	121,422	98,691	△ 22,731
第 63 期 (2020 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	1,293,782	1,293,782	-
	営業利益	△ 111,523	△ 92,398	19,125
	経常利益	△ 115,555	△ 96,429	19,125
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 120,600	△ 101,475	19,125
	総資産	1,292,459	1,270,570	△ 21,889
	純資産	124,551	102,661	△ 21,889

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

① 発覚した経緯

当社は、外部からの指摘により、連結子会社である株式会社新日本機能食品（以下「本件子会社」といいます。）に関連して、会計処理や関連当事者注記に関して過去に提出した有価証券報告書に誤りがあった可能性（以下「本件疑義」といいます。）を認識しました。

その内容は、当社の 2018 年 3 月期連結損益計算書に含まれる本件子会社の損益にお

いて、売上原価、販売促進費、支払手数料及び運賃などにかかる期間帰属の誤りの可能性でありました。

このため、当社は、2020年2月10日以降、経理総務部長を中心として、社外取締役である弁護士及び公認会計士が本件疑義解明にかかる検討を開始し、同月17日、当社取締役会において決議を行い、社内調査委員会を設置しました。

その後、社内調査委員会による調査の過程で、本件疑義のうち一部について親会社である当社関係者の指示・関与が考えられる事象が判明したため、当社としては、社内調査委員会ではなくより独立性を有した監査等委員である独立社外取締役及び外部専門家による特別調査委員会が、本件子会社のみならず連結全体に対しても調査範囲を拡大した調査を行うべきとの結論に達したことから、2020年3月13日開催の取締役会において決議を行い、特別調査委員会を設置し、その後、調査結果として2020年4月10日に調査報告書を受領し、前記(1)のとおり過年度決算短信等の訂正を行いました。

## ② 特別調査委員会の構成、調査の目的、対象期間、範囲・方法等

### A. 特別調査委員会の構成

委員長 杉山 直人氏（弁護士 当社社外取締役（監査等委員））  
委員 中野 陽介氏（公認会計士 当社社外取締役（監査等委員））  
委員 大橋 大輔氏（公認会計士 株式会社アカウンティングアドバイザー）

### B. 調査の目的

- (A) 本件子会社における損益期間帰属にかかる事実調査
- (B) 関連当事者取引（本件子会社社長に対する仮払金）にかかる事実調査
- (C) 当社による本件子会社取得時にかかる連結上の会計処理にかかる事実調査
- (D) 本件疑義に類似する問題の有無及び事実関係の調査
- (E) (A)乃至(D)を踏まえた再発防止策の提言

### C. 調査期間

本調査の対象期間については、本件子会社が当社により連結子会社化された2017年10月末が属する月であり、費用計上の期間帰属の誤りが発見されている2017年10月から直近決算月である2019年12月までとすることが合理的であると判断しました。

### D. 調査範囲・方法等

2018年3月期連結損益計算書に含まれる本件子会社の損益において、売上原価や販売促進費などにかかる期間帰属の誤りの可能性が認識されましたが、具体的には、以下の類型が認識されました。

- ・仕入取引の一部について、2018年3月納品分が同年5月に仕入計上されてい  
ました。また、2017年11月納品分が同年10月に仕入計上されていま  
した。
- ・販売促進費の一部について、2018年3月分が同年4月に費用計上されていま  
した。
- ・荷造運賃の一部について、2017年11月及び12月分が同年10月に計上されて  
いました。
- ・支払手数料の一部について、2018年1月以降の費用分が2017年10月に見越計上  
され、同年12月に同額が戻入計上されてい  
ました。

これら各種の計上誤りの可能性が認識されたところ、いずれも2018年3月期の連  
結営業利益を増加させる方向の会計処理でありました。特別調査委員会は勘定科目  
の特性やリスク、金額的重要性などに鑑みて、調査対象取引とかかる期間及び手法  
について以下のとおりに設定することとしました。

調査対象取引	調査対象期間	調査手法
売上原価 (仕入)	2017年10月 ～2019年12月	会計元帳における記帳日と、実際の仕入 日(納品日)との照合
販売促進費	同上	会計元帳における記帳日と、実際の締め 日(入金日及び発生日)との照合
荷造運賃	同上	会計元帳における記帳日と、実際の締め 日(発生日)との照合

(A) 会計データ等の関係資料の確認・精査、分析的手続き

特別調査委員会は、本件取引に関連する各種証遷資料等の関連資料の閲覧及  
び検討を行いました。また、各種会議体の議事録及び社内規程等の関連資料に  
ついては特別調査委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行いました。

(B) 資金関係資料の確認・精査

特別調査委員会は、関連当事者注記の誤りが認識された本件子会社の資金取  
引について、本調査対象期間における本件子会社が有するすべての銀行口座の  
1千万円以上の入出金の相手先・内容を当該銀行口座の通帳及び本件子会社の  
総勘定元帳等の関連資料により、把握及び検討を行いました。

(C) 調査対象者を含む関係者に対するインタビュー

特別調査委員会は、本件疑義に関する認識を有している可能性のあった本件  
子会社社長及び委託先会計事務所、並びに当時の当社の取締役及び当時の当社経  
理責任者(以下「当社元経理責任者」といいます。)<sup>1</sup>に対し、インタビューを実

<sup>1</sup> 2016年12月当社入社(2018年7月退社)

施しました。また、特別調査委員会は、主に、本件疑義に対する関与・認識の有無を確認し、原因分析及び再発防止策を検討する観点から、上記含む当社の取締役に対し、インタビューを実施しました。

(D) デジタル・フォレンジック調査（対象：本件子会社）

特別調査委員会は、損益期間帰属や関連当事者注記の誤りが認識された本件子会社社長について、会社貸与 PC を保全し、2017年10月以降におけるメールデータ及びファイルデータを保全するとともにそのレビューを実施しました。

加えて、本調査の進展に伴って追加で実施が必要と認められた「本件疑義に類似する問題の有無及び事実関係の調査」として、追加的な手続きとして以下を実施することとしました。

(E) デジタル・フォレンジック調査（対象：当社）

特別調査委員会は、本調査の過程で当社による本件子会社に対する一部の会計処理指示や目標利益達成へのプレッシャーの存在の可能性が窺われたため、当時の当社代表取締役社長及び当社元経理責任者についても調査が必要と判断し、当時各人により使用されていた会社貸与 PC を保全し、2017年10月以降におけるメールデータ及びファイルデータを保全するとともにそのレビューを実施しました。

(F) 役職員向けアンケート

特別調査委員会は、ヒアリング対象者を除く、当社の役職員、本件子会社の役職員及び従業員、その他の子会社の役職員に対して、不適切な会計処理への関与の有無に係るアンケート調査を実施しました。なお、本件調査の目的に照らして、退職者も含め、調査対象期間における当社及び本件子会社の経理担当者もアンケート対象者としてしました。

③ 調査により判明した事実の概要等

特別調査委員会の本調査により判明した事実を踏まえて当社として認識した不適切な会計処理の内容等は以下の通りです。

- A. 仕入取引にかかる帰属期間に関する会計処理
- B. 販売促進費にかかる帰属期間に関する会計処理
- C. 荷造運賃にかかる帰属期間に関する会計処理
- D. その他費用にかかる帰属期間に関する会計処理

E. 関連当事者取引にかかる注記の記載漏れ

A. 仕入取引にかかる帰属期間に関する会計処理

(A) 2018年3月末仕入に係る会計処理の計上期間のずれ（以下「カットオフエラー」といいます。）（A社からの仕入15,183千円）

（実際の仕訳（単位：千円））

① 伝票日付 4/3（入力日付 4/5）	前渡金	16,397	/普通預金	16,397
② 伝票日付 5/3（入力日付 4/11）	仕入	15,183	/買掛金	16,397
	仮払消費税	1,214		
③ 伝票日付 5/3（入力日付 6/26）	買掛金	16,397	/前渡金	16,397

(a) 概要

対象取引の実際の入荷は2018年3月下旬であり同年3月末の棚卸資産にも計上されている取引であるため、本来は同月に仕入計上すべきであったものの、同年5月に仕入計上されていたものであり、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

(b) 事実関係

当該会計処理については、本件子会社社長と本件子会社の経理担当者との間で、仕入計上時期を2018年3月から4月にずらすことが意図されていたことが窺えるメールが検出されたことに加え、当該仕入取引を3月度の仕入明細から除外して4月度の仕入明細に移し変える意図を持ってエクセルファイルを加工処理されているような状況が窺われました。

また、上述の仕入先明細エクセルファイルの加工については、監査法人向けに提出する資料を巡るやり取りのメールで検出され、更に、監査法人による残高確認の確認対象先である仕入先に対して、本件子会社から虚偽の説明を行うよう指示すると解釈できるメールも検出され、会計監査により当該会計処理が発見されることを回避するために行われていたものと考えられます。

(B) 2017年10月末仕入カットオフエラー

（B社からの仕入4,938千円、C社からの仕入5,049千円）

（実際の仕訳（単位：千円））

① 伝票日付 10/31（入力日付 12/10）	仕入	4,938	/ 買掛金	5,333
	仮払消費税	395		
② 伝票日付 10/31（入力日付 12/10）	仕入	5,049	/ 買掛金	5,453
	仮払消費税	403		

(C) 2017年10月末仕入カットオフエラー（D社からの仕入3,331千円）



(実際の仕訳 (単位: 千円))

① 伝票日付 11/14 (入力日付 11/21) 仕入 3,331 / 買掛金 3,598  
仮払消費税 267

(a) 概要

(B) については、対象取引の実際の入荷は 2017 年 11 月であり同年 10 月末の棚卸資産には計上されていない取引であるため、本来は同年 11 月に仕入計上すべきであったものの、後述する要因により同年 10 月に仕入計上されていたものであり、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

(C) については、対象取引の実際の入荷は 2017 年 10 月であり同年 10 月末の棚卸資産にも計上されている取引であるため、本来は同年 10 月に仕入計上すべきであったものの、後述する要因により同年 11 月に仕入計上されていたものであり、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

(b) 事実関係

特別調査委員会による担当者へのヒアリング等を行いました。処理誤りの詳細な原因までは究明できませんでした。当時、当社による連結子会社化に際して月次決算の開始や様々な会計処理の整理を行っていた時期でもあり、入荷・支払の処理の手続きが従来手続きでは間に合わなかった点が多く、かつ通常の経理スタッフとは異なる者による入力であったことなどから、処理ミスや何らかの別の取引との混同等が起きてしまった可能性があるとのことであります。

なお、連結取込期間 (2017 年 11 月以降) における本件子会社の損益改善を意図する恣意性の有無については、そのような意図を示すメール等の客観的資料は検出されおらず、当社及び本件子会社それぞれの社長指示等の特段の事実が発見されていないことや、利益を増加させる方向とは逆方向の会計処理もなされていることなどからも、当該会計処理が意図的に行われたものではないと判断しております。

B. 販売促進費にかかる帰属期間に関する会計処理

(A) 2018 年 3 月末費用カットオフエラー (E 社販売手数料)

(実際の仕訳 (単位: 千円))

① 伝票日付 4/2 (入力日付 4/6) 販売促進費 12,672 / 普通預金 13,686  
仮払消費税 1,013

※ 実際は販売促進費等の手数料控除後ベースで売上が入金される取引であるため、費用部分のみを抜粋したものです。

(a) 概要

対象取引が属する販売手数料の計算期間は 2018 年 3 月度 (3 月 13 日～23 日) であり E 社からの決済も同月内になされて売上も同月に計上されているため、本来は費用も同

月に計上すべきであったものの、同年4月に計上されていたものであり、訂正が必要であると訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

(b) 事実関係

まず、本件子会社のE社小売販売にかかる資金の流れですが、E社との窓口となっている本件子会社の子会社（当社の孫会社に相当します。以下、「孫会社」といいます。）の口座に販売促進費等の手数料控除後の売上がE社から入金され、その後数日以内に当該孫会社の口座から本件子会社の口座へ資金移動されるフローとなっていました。

本件子会社では、孫会社への入金時点においては一旦預り金として処理し、それが本件子会社に資金移動された時点で販売促進費等を計上していました（以下、この費用計上方法を「入金基準」といいます。）。

当該会計処理については、本件子会社社長と経理担当者との間における、資金移動タイミングを2018年3月から4月にずらすことが意図されていたことが窺えるメールが検出され、E社から孫会社の口座に入金された金額について、本件子会社へ資金移動するタイミングを敢えて期跨ぎの4月度（4月2日）に遅らせることで費用計上タイミングを翌連結会計年度としていたことが明らかになりました。

(B) 2019年3月末費用カットオフエラー（E社販売手数料）

(実際の仕訳（単位：千円）)

① 伝票日付 4/1（入力日付 6/25）	販売促進費	17,441	/普通預金	18,836
	仮払消費税	1,395		

(a) 概要

対象取引が属する販売手数料の計算期間は2019年3月度（3月8日～23日）であるため、本来は同月に費用計上すべきであったものの、同年4月に計上されていたものであり、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

(b) 事実関係

当該期の会計処理は後述のとおり、従前の方法（入金基準）から、実際の発生額を日割りで各月に按分して費用計上する方法に変更しております。

本件子会社の経理担当者は、日割り計算を行うために「期跨ぎ」の請求書の処理には注意が払われており、実際2019年3月22日～同年4月5日分の請求書については適切に日割り計上の対象であることを認識して処理されていたものの、2019年3月8日～同月22日分の請求書については「期跨ぎ」ではなかったことから日割り計上の対象であることが認識から漏れてしまい、結果として費用計上が翌連結会計年度になってしまいました。なお、恣意性の意図を示すメール等の客観的資料は検出されていないことから、当該会計処理が意図的に行われたものではないと判断しております。

特別調査委員会は、上記のような各期における販売促進費にかかる複数のエラーが認められたところ、そもそもの入金基準が適切であったかどうかを検証することが必要であると判断し、本件子会社における販売促進費の会計処理の変遷を確認しました。

期間	会計処理	会計処理を採用した根拠
2019年2月まで	入金基準（本件子会社に入金された時点で費用計上）	正確性や客観性を重視（入金時の実額を以て費用計上することが適切と判断）
2019年3月～ 現在	発生主義（実際の発生額を日割りで各月に按分して費用計上）	実際の発生額による客観的な計上が実務上可能となったため

このような変遷の過程や根拠を含めて、収益と費用の対応関係を精査した結果、2019年2月までの会計処理について、現在採用している発生主義による費用計上方法に訂正することが適当であると判断しました。この場合、上記1.（2）③A及びBにかかるカットオフエラーの訂正も、この発生主義による訂正、具体的には日割りに基づく費用の期間配分処理を行うことに包含される形で訂正することがより合理的であると判断し、訂正を行いました。

#### C. 荷造運賃にかかる帰属期間に関する会計処理

2017年10月末費用カットオフエラー（F社荷造運賃）

(実際の仕訳（単位：千円）)	
① 伝票日付 10/31（入力日付 11/27）	荷造運賃 4,629 /未払費用 5,000 仮払消費税 371
② 伝票日付 11/30（入力日付 11/27）	未払費用 5,000 /普通預金 5,000
※ 2017年11月度～2018年1月度（一部）の役務提供分にかかる費用計上無し	

##### (a) 概要

対象取引は2017年11月以降の倉庫役務提供であるため、本来は同年11月以降に費用計上すべきであったものの、同年10月に計上されていたものであるため、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

##### (b) 事実関係

当該会計処理については、当社元経理責任者と本件子会社社長との間でのメールが検出され、当社元経理責任者が本来は2017年11月以降の費用計上が適切であることを認識していたにもかかわらず同年10月度での費用計上を本件子会社へ指示していたこと、及び本件子会社社長においても同様の認識を有していたにもかかわらず特段の異議を唱えることなく不適切な会計処理を是認していたことが明らかになりました。

また、本件子会社社長と本件子会社取締役との間で、監査法人による期末監査に対応するために、本来とは異なる名目を付してバックデートで作成された架空の請求書が存

在していたこと、監査法人からの質問に対して虚偽の回答を行っていたことも明らかになりました。

#### D. その他費用にかかる帰属期間に関する会計処理

##### (A) 2017年10月末支払手数料（社宅家賃）の計上誤り

（実際の仕訳（単位：千円））

① 伝票日付 10/31（入力日付 4/13）	支払手数料	1,300	/未払費用	1,300
② 伝票日付 12/31（入力日付 4/13）	未払費用	1,300	/支払手数料	1,300
③ 伝票日付 12/31（入力日付 4/13）	敷金等	1,281	/普通預金	1,281

##### (a) 概要

対象取引は社宅に関して入居以降の前払賃料や敷金、礼金など入居時に一般的に求められる支払であり、本来2017年10月に費用計上すべきでないものの、同月に費用計上されていたものであり、計上を取り消す訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

##### (b) 事実関係

当該会計処理については、当社元経理責任者と本件子会社社長との間でのメールが検出され、当社元経理責任者が本来は12月以降の費用計上が適切であることを認識していたにも関わらず同年10月度での費用計上を指示していたこと、及び本件子会社社長においても特段の異議を唱えることなく不適切な会計処理を是認していたことが明らかになりました。

##### (B) 2017年10月末コーポレートカード利用経費の計上誤り

（実際の仕訳（単位：千円））

① 伝票日付 10/31（入力日付 12/18）	費用（仕入）	2,085	/未払費用（買掛金）	2,085
※利用分が11月1日以降分の金額のみを集計				

##### (a) 概要

コーポレートカード利用取引について、本来2017年11月に費用計上すべきであったものの、同年10月に費用計上されていたものであり、訂正が必要であると判断し、訂正を行いました。

##### (b) 事実関係

コーポレートカード利用取引について、利用期間：2017年10月20日～11月19日、支払：12月10日のカード利用決済分について、通常であれば11月に計上していたところ、10月度利用分も利用額に含まれていたこと等から、10月度に前倒しで費用計上していたことが明らかになりました。

当該会計処理については、当社元経理責任者による本件子会社の委託先会計事務所に対する指示を窺わせるメールが検出され、当社元経理責任者が本来は11月以降の費用計上が適切であることを認識していたにも関わらず同年10月度での費用計上を指示していたこと、及び本件子会社社長においても特段の異議を唱えることなく不適切な会計処理を是認していたことが明らかになりました。

(C) その他

その他、商品評価損の計算方法が不適切であったこと及び棚卸資産の計上時期が適切でなかったことが判明したため、訂正を行いました。なお、いずれの取引も恣意性の意図を示すメール等の客観的資料は検出されていないことから、当該会計処理が意図的に行われたものではないと判断しております。

E. 関連当事者取引にかかる注記の記載漏れ

(a) 概要

当社は、2018年1月に本件子会社と本件子会社社長との間で行われた資金授受（以下「本件仮払行為」といいます。）について、2018年3月期有価証券報告書における関連当事者注記の漏れが判明したため、訂正を行いました。

(b) 事実関係

本件仮払行為は、2018年1月30日付で本件子会社の銀行口座から1億円が引き出され、同日付で本件子会社社長の個人口座に入金されたものです。

当該1億円は、本件子会社社長の要望に基づき当社の代表取締役社長もメールでの了承のもと、本件子会社から本件子会社社長へ支払われたものです。なお、この支払は、子会社における重要な取引事項として、当社の関係会社管理規程上は当社の承認（社長決裁による稟議処理）が必要となりますが、こうした手続は踏まれておらず、手続面では、不適切であったと言わざるを得ません。

また、本件子会社では、本件仮払行為の会計処理について、2018年3月31日には本件子会社株式の譲渡代金により仮払金を精算予定であったこと等の理由から、仮払金として処理せず、預金から現金の振替処理としていました。この結果、当社では関連当事者取引への記載の必要性が認識されず、開示漏れが生じることとなりました。

④ 不適切な会計処理が行われた背景事情

不適切な会計処理が行われた背景として考えられる事情は下記の通りです。

A. 当社による本件子会社の子会社化

当社は2014年3月期以降、2017年3月期まで連結決算において4期連続して営業

損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、2018年3月期に営業利益又は営業キャッシュ・フローがプラスを計上できない場合はJASDAQ市場の上場廃止基準に抵触し上場廃止が免れない状況でありました。2018年3月期中において当社グループの既存の事業だけでは同期における営業利益の計上又は営業キャッシュ・フローのプラス化は実現が困難な見通しであったため、M&Aにより新規事業を取得又は営業利益を計上している会社を連結子会社とすることにより、その実現を図ることを計画し、2017年10月に本件子会社を子会社としました。

#### B. 本件子会社社長への特別賞与

本件子会社が目標利益を達成した場合には本件子会社社長に対して特別賞与を支給する計画でした。

#### C. 当社による本件子会社に対する利益計上のプレッシャー

当社の連結損益計算書に取込まれる本件子会社における2017年11月から2018年3月までの5か月間の期間として、当社により要求された営業利益の予算は6200万円(当初5000万円)とされていました。この数値や達成の意義などは本件子会社の役員のみならず全従業員に周知・共有がなされていたところ、2018年3月下旬における本件子会社内部で行われていた営業利益予測結果は約3700万円であり要求された予算には大きく届かない水準でありました。しかし、特別調査委員会による調査手続きにより恣意性が確認された会計処理を含む複数の誤った会計処理の積み重ねによって、最終的な営業利益は約6700万円となり予算を達成しました。

当社は、連結子会社化された当初より本件子会社における利益額のコミットメントの進捗をモニタリングしており、これは、親会社である当社が異常なプレッシャーをかけていたとまでは言えないと考えられるものの、当社から本件子会社への利益計上プレッシャーの存在が、本件子会社における不適切な会計処理による利益計上に繋がったことは否定することができないものと考えています。

## 2. 改善措置

### (1) 不適正開示の発生の原因の分析

#### ① 当社経営陣及び不適切な会計処理の関係者における、適切な会計処理の実行を含めたコンプライアンス意識の欠如

今般の不適切な会計処理では、本件子会社において一部恣意的な費用の月ずれ操作が行われていたこと、また、当社元経理責任者から本件子会社による不適切な会計処理を容認するような指示がなされていた状況も認められました。

企業における会計処理が適正に行われるためには、実際にこれを行う経理部門担当者が職務遂行のために必要かつ十分な知識を有しているというだけでなく、法令

遵守に向けた意識を強くもって処理にあたる必要がありますが、当時の本件子会社及び当社元経理責任者においてこれらが不十分でした。

また、当社においては、関係会社管理規程や稟議規程など社内規程が古いまま適切に更新されておらず、運用も上記1.(2)③E(関連当事者取引にかかる注記の記載漏れ)にも記載のとおり、不十分な状態が続いておりました。当社取締役は、コンプライアンス意識の低さからこのような状態を看過しており、規程を遵守する意識が薄いと言わざるを得ず、このような社風が不適切な会計処理を生じさせたとも言えます。

## ② 当社による本件子会社管理の不備

### A. 当社による本件子会社の会計処理に対する実態把握の不備

当社では、本件子会社の会計処理に対する当社経理部門による把握や指導が不十分でした。当社経理部門では、当時、本件子会社が当社にとって重要な子会社であることを認識していたにも関わらず本件子会社の経理部門の実態を十分に把握しないまま、本件子会社社長による管理のみで十分と考え、実効性のあるチェックが行われていませんでした。

また、当社は、本件子会社に対して役員の過半数を派遣し、各役員は月に1回程度開催される取締役会に出席していましたが、本件子会社の経理を含む主要業務が行われている岡山事務所へ赴くこともなく、本件子会社の業務活動や会計処理に関する実態も十分に把握できていませんでした。この結果、当社からの役員派遣がその実態を伴ったものとして機能していませんでした。

加えて、販売促進費については2019年3月期においても誤謬に基づく不適切な会計処理が行われていたことを踏まえると、当社による管理不備の状況が継続していました。

### B. 関係会社管理規程の整備、運用の不備

上記2.(1)①(当社経営陣及び不適切な会計処理の関係者における、適切な会計処理の実行を含めたコンプライアンス意識の欠如)に記載のとおり、当社では、関係会社管理規程においても、その内容が古いまま更新されておらず、また、当社取締役は、当該規程を運用すべきであるといった意識も持たず、上記1.(2)③E(関連当事者取引にかかる注記の記載漏れ)にも記載のとおり、実際に稟議の手続きがされていない等、運用も適切に実施されていませんでした。

### C. 本件子会社に対する内部監査の不備

当社における本件子会社に対する内部監査(業務監査)については、内部監査計画・内部監査結果報告書も作成することなく、実質的には機能していませんでした。

③ 本件子会社における経理体制の不備

本件子会社においては、そもそも取扱商品や取引先が多かったことから請求書の処理件数が膨大かつ多数にわたり煩雑で、平時でも受領した請求書の所在が不明になることが多々あるような状況でありました。加えて、本件子会社では、非上場会社から上場会社である当社の子会社となることで、会計処理の負担が複雑化したり、一時的に増加したりすることが予想され、また、実際にもそのような状況が生じていたにも関わらず、本件子会社社長は当時の人員（経理職員2名、委託先会計事務所の担当職員1名、本件子会社社長の計4名で処理・確認）で対応できると判断し、人員強化等の対応を行いませんでした。また、当社でも、本件子会社が当社の子会社になることにより業務負担が生じ、また、実際にそのような状況が生じていることを認識していたにも関わらず、本件子会社社長の判断を拠り所として人員強化等の対応を行いませんでした。このことが、本件における会計処理のミスや遅れに繋がったと認められます。

(2) 再発防止に向けた改善措置

① 当社代表取締役社長の異動による管理体制の強化（2.（1）①、②に対応）

本年6月の株主総会を以って、当社の代表取締役社長は代表権を持つ会長（以下「当社会長」といいます。）に就任し、取締役経理総務部長<sup>2</sup>が新たに代表権を持つ社長（以下「新社長」といいます。）に就任しました。当社会長は、当社が従来から営む既存事業（飲料事業、珍味事業、その他事業）に関する営業・製造等に関する事業責任者である一方、新社長は、全般を統括するとともに、ガバナンス・コンプライアンスに対する意識が希薄な点が否定できない当社会長に代わって当社グループ全体に関わるガバナンス・コンプライアンスについても全体を掌握し、統括します。なお、新社長は、当社における経理総務部門の職歴が長いものの、今般の不適切な会計処理が主として行われた2018年3月期には当社に在職しておらず、従って不適切な会計処理に対する関与もなく、加えて、他社在職経験もあり多様な知見と経験を有しております。

また、当社は、新社長を中心として今般の改善策を実施するとともに、新社長は、当社及び子会社の職員に対して行う朝礼や経理担当者との面談や研修の実施等により意識改革を行ってまいります。

② 取締役のコンプライアンス意識の徹底、及び取締役並びに経理担当者等に対する経

---

<sup>2</sup> 1997年4月当社入社（2017年1月退社）。2018年7月再入社し、2019年6月取締役に就任。



理リテラシーの向上に向けた対応（２．（１）①、②、③に対応）

当社は業績の不振が続く中でリストラクチャリングなど規模の縮小や削減といった面にばかり目が行き、コンプライアンス意識の徹底といった方面に目が向かない状況が続いていました。そこで、当社及び本件子会社の取締役並びに経理担当者に対して日常的にコンプライアンスの意識向上を図るべく外部講師等による必要な研修等を年に２回程度継続的に行います。具体的な方法は協議検討中ですが、外部主催の研修等に参加する、外部から専門家講師を招き研修を行うといった方法で遅くとも本年８月から実施いたします。

経理担当者に対しては、更に経理リテラシーの向上を目的として、年に１回程度の外部主催の研修等への参加に加え、当社の顧問税理士が月次監査に来社する都度、会計に関する勉強会を開催することで知見を深めてまいります。

また、他の部門の職員に対しても、新社長を中心に週１回実施される朝礼を通じて不適切な会計処理の状況説明や他社事例を説明するなどして、法令順守に対する意識づけを図ってまいります。

加えて、現時点において具体的な確認方法は定まっておりませんが、１１月までに、グループ各社において、金額的重要性のある支払案件や、重要な契約書を確認し、社内規程に従った手続きが行われているかなどを過去に遡って確認します。確認した結果、不備・改善点が認められた場合には、必要な対応を１２月までに図るものとします。この様な活動を通じて、不適切な行動を容認するような企業風土も改めるとともに、コンプライアンス等に関する意識も高めてまいります。

③ 本件子会社代表取締役の異動による管理体制の強化（２．（１）②、③に対応）

当社における本件子会社管理体制の強化を目的として、新社長が、本件子会社の代表取締役副社長に就任（兼務）します。

今般の不適切な会計処理に関与した本件子会社社長の退任も検討いたしました。現状本件子会社で行われている事業を統括して推進できる人材は創業者である本件子会社社長以外になく、また、本件子会社の債務に対する債務保証を本件子会社社長から他者に切替えることも困難であるため、本件子会社社長を維持したまま、代表者を追加して複数とすることが最善と判断いたしました。

従来、当社では、本件子会社の重要な経営課題の決定については月１度の取締役会で報告が行われるのみでした。本件子会社の重要な経営課題は、基本的に本件子会社社長により決定・推進が行われていましたが、新社長の本件子会社の代表取締役副社長就任後は、適宜会議やウェブミーティング、メール等により重要な経営課題について進行段階において仔細の共有を促し、経営実態や業務内容の把握に努めてまいります。また、経理面についても、新社長が月次試算表の確認など会計処理に関する確認を行うほか、本件子会社社長及び経理担当者への研修や新社長による

面談等により意識改革や問題点の改善を図っていきます。

④ 本件子会社取締役会に対する当社関与の強化（２．（１）②、③に対応）

本件子会社の取締役会は、本年６月から当社の取締役会と同日に連続して開催することにし、当社取締役は本件子会社取締役会にオブザーバーとして参加、本件子会社社長は当社取締役会にオブザーバーとして参加することで、当社グループ内において現在最も重要な事業であるインターネット通信販売事業を担う本件子会社について、当社取締役及び本件子会社取締役の職責や管理に対する意識の共有、強化を図り、当社としても本件子会社に対する関与と理解を深めます。

⑤ 社内規程の整備、運用の検証（２．（１）①、②に対応）

当社は上場維持に最低限度の規模で運営していたところ、近年は業績不振が続き、関係会社管理規程を含む社内規程全般についての見直しが疎かとなり、現状にそぐわないままとなっていたため、その見直しを本年９月までを目途に行います。規程の改訂は取締役会で決議することで経営陣も認識を持つこととし、改訂内容を社内全体に朝礼等で周知します。その後の運用状況について、本年１２月までに新社長が取締役会で報告を行い、検証を行うことにします。

⑥ 本件子会社に対する内部監査（業務監査）の有効な実施に向けた改善（２．（１）②に対応）

当社の従来内部監査は、J-SOX 対応が中心で業務監査が不十分でした。今後は、J-SOX 対応のみならず、業務監査も実施していきます。内部監査（業務監査）は、２．（２）⑦（内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化）にも記載の通り監査等委員である取締役と内部監査担当者が連携を強化して、必要な計画・報告形態を策定する形に改善し、有効な実施を行ってまいります。

⑦ 内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化（２．（１）②に対応）

内部監査部門、監査等委員である取締役及び監査法人のディスカッションの機会を増やし、その連携を強化することで内部監査の有効性を強化します。

従来は内部監査部門と監査等委員である取締役との連携は四半期決算取締役会時での実施を基本としていましたが、これを月に１度行われる定例の取締役会の開催に合わせて行うこととし、課題点の共有及び内部監査結果の共有等を行います。監査等委員である取締役と監査法人のディスカッションも、従来は監査計画の策定時と年次決算に係る監査報告時の年２度を基本としておりましたが、最低でも四半期決算レビューを含む年５回を基本とするほか本年６月に就任した監査等委員１名が

公認会計士であることから監査計画等の内容を詳細に得て内容の理解を深め、意思疎通のしやすい体制を整えることで、連携強化、相互監視により有効な監査の実施をできる様に改善いたします。

⑧ 本件子会社の経理機能の強化（２．（１）③に対応）

本件子会社の会計業務は、不適切会計処理が行われた当時から直近まで、本件子会社の経理職員２名、委託先会計事務所の担当職員１名、本件子会社社長の計４名で処理・確認が行われており、業務や証憑類の増加に追い付かずミスが生じやすい状況となっておりました。業務の習熟や業務の見直し等で改善されてはいるものの、不適切な会計処理の発生を受けて、本年６月に経理職員を１名（本件子会社経理経験者）増員して経理職員を３名とすることで、未処理請求書の放置がされない様にチェックするといった形で経理機能をさらに強化することとなりました。

また、委託先職員による業務は、従来は本件子会社職員では対応できない税務計算上必要な会計処理の実施や確認等に限られていたところ、費用・収益等の激変項目の有無の確認や重要な仕入・費用等にかかるサンプリング・チェックなど、従来は行われてこなかったチェックの実施を求めており、本件調査が開始された本年２月より開始されております。

加えて、公認会計士の資格を有するその委託先会計事務所の代表者が当社の監査等委員である取締役就任し、今般の不適切な会計処理を踏まえた当社及び本件子会社に対する監督の強化を行い、当社及び本件子会社の財務諸表、必要に応じて総勘定元帳及び証憑等の確認も行い、担当職員への意見をを行うことで会計処理の適正化に努めます。

また、これらの対策で不足であると考えられる場合には、別途外部の公認会計士に不適切な会計処理が行われていないか等を確認するといった業務を委託して、監視体制を更に強化することも考えられ、それを第２四半期決算の完了する１１月までに検討いたします。

⑨ 内部通報制度の整備（２．（１）①に対応）

当社にはこれまで内部通報制度がありませんでしたが、本年６月に開催した定時株主総会において就任した新任監査等委員である取締役を窓口として、グループ全社を対象とした内部通報制度を７月までに整備します。また、内部通報制度を整備した際には、朝礼やメール等の通知によりグループ全社員に通知します。

⑩ 役員報酬の自主返上

当社会長及び本件子会社社長から、不適切な会計処理を結果的に発生させてしまった事態やその背景・原因を重く受け止め、経営者責任の明確化とともに今後のグ

ループ全体の企業風土の改善に資することを理由として、報酬等について下記自主返上の申し出がありました。

会社として取締役会で議論したところ、不適切な会計処理に係る関与者に対する処分として、以下を以って対象者・内容とも相応のものと判断できると結論付けました。

A. 役員報酬の自主返上

(A) 役員報酬自主返上の内容

当社会長 報酬月額 $30\%$

本件子会社社長 報酬月額 $30\%$

(B) 役員報酬自主返上の期間

2020年7月支払分から12月支払い分までの6ヶ月間

B. 役員賞与の自主返上について

本件子会社が2018年3月期に目標利益を達成したことを理由として、本件子会社社長に対して支給された特別賞与全額の返納

(3) 改善措置の実施スケジュール

再発防止策の項目	2020年							2021年
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
①当社代表取締役社長の異動による管理体制の強化	代表者異動							
②取締役のコンプライアンス意識の徹底、及び取締役並びに経理担当者等に対する経理リテラシーの向上に向けた対応	取締役の研修等実施の検討	取締役等の研修等の実施（年2回程度）→						
		経理担当者の勉強会（月1回）→						
		過去の社内規程に沿った運用状況等の確認・管理強化・運用→						
③本件子会社代表取締役の異動による管理体制の強化	代表者異動	管理強化・運用→						
④子会社取締役会に対する当社関与の強化	実施→							
⑤社内規程の整備、運用の検証	検討・整備→							運用→
							検証	
⑥内部監査（業務監査）の有効な実施に向けた改善		検討・整備→						
⑦内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化		運用→						
⑧本件子会社経理機能の強化	委託内容強化（実施済）→							
	経理職員増員→							
	監査等委員監督強化→							
⑨内部通報制度の整備	検討	整備・運用→						

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の不適切な会計処理により過年度決算短信等を訂正することとなったことにつきましては株主様、投資家の皆様、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしてしまったことにつき、深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、特別調査委員会からのご指摘・ご意見を真摯に受け止め、グループ一体となりましてコンプライアンス意識、本件子会社管理及び本件子会社業務体制等の改善に取り組み、ご信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

以上